情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

名

通知カード・個人番号カード関連事務の委任等について(情報項目の追加)

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項(業務委託、再委託)

事業の概要

	<u> </u>
事業名	通知カード・個人番号カード関連事務の委任(情報項目の追加)
担当課	戸籍住民課
目的	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に委任して行わせている「通知カード・個人番号カード関連事務」において、住民票等に旧氏を併記することを可能とする制度改正により旧氏を処理させる必要が生じるため、委任先に処理させる情報項目を追加することにより事務の効率化を図る。
対象者	新宿区の住民基本台帳に記録されている者
事業内容	1 概要 住民基本台帳法施行令等の関係政省令の改正により、令和元年11月5日から、 住民票及びマイナンバーカード等に旧氏の記載を可能とする制度改正が実施さ れることとなった。 これにより、平成26年総務省令第85号(※)(以下「番号法総務省令」とい う。) 第35条第1項の規定により地方公共団体情報システム機構に委任して事 務処理を行わせている「通知カード・個人番号カード関連事務」において、旧氏 の情報項目を取り扱わせる必要が生じたため、委任先及び委任先が委託する事業 者に処理させる情報項目を追加する。(資料26-1及び26-2) H27.1.30委任開始(平成26年度第6回本審議会了承事項)
	2 変更日 令和元年11月5日 3 対象者 新宿区の住民基本台帳に記録されている住民(記録される住民を含む) 348,587人(令和元年8月1日現在) ※…平成26年総務省令第85号:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令

件名 通知カード・個人番号カード関連事務の委任について(情報項目の追加) ※太ゴシック(下線)は、平成26年度第6回本審議会了承事項からの変更内容

保有課(担当課)	<u> </u>
登録業務の名称	・個人番号の指定、通知カード及び個人番号カードに関する事務・公的個人認証サービス
委任先	地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)
委任に伴い事業者に処理 させる情報項目 (だれの、 どのような項目か)	1 個人の範囲 新宿区の住民基本台帳に記録されている者 2 情報項目 氏名、住所、生年月日、性別などの従来の情報項目に「旧氏」を追加す <u>る。</u> (資料 26-2 のとおり)
処理させる情報項目の記 録媒体	電磁的媒体(磁気ディスク及び機構のカード管理システムサーバ)
委任理由	法定受託事務である「通知カード・個人番号カード関連事務」は、平成26 年総務省令第85号(以下「番号法総務省令」という。)第35条第1項の規 定により機構に委任して事務を行わせることができるとされている。当該事 務を実施するには機構に委任する以外の方法がないことから同規定に基づき 委任している。
委任の内容	通知カード・個人番号カード関連事務における以下の事務処理を委任して行わせる。また、制度改正等に伴い本委任事務で取り扱わせる情報項目を追加する。 ア 通知カード等印刷業務 イ 申請受付処理業務 ウ 個人番号カード発行業務 エ 電子証明書の鍵ペアの生成業務 オ コールセンター業務 (資料 26-1 のとおり)
委任の開始時期及び期限	令和元年 11 月 5 日から令和 2 年 3 月 31 日まで (次年度以降も、同様の委任を行う。) ※H27. 1. 30 委任開始
委任にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 「通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準(平成27年総務省告示第314号)」、「認証業務及びこれらに附帯する業務の実施に関する技術的基準(平成15年総務省告示第706号)」及び「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)」に定めるセキュリティ対策等を遵守する。 2 機構に個人情報を送付する際は、暗号化した磁気ディスクを使用する方法、住民基本台帳ネットワークシステムで送信する方法及び簡易書留郵便で郵送する方法のいずれかに限定する。 3 機構への委任にあたり、機構が作成した特定個人情報保護評価書のとおりに情報を取扱うことを厳守させる。 【システム上の対策】 1 区と機構とを接続する電気通信回線は住民基本台帳ネットワークシステムの専用回線を使用し、特定相手以外との通信は不可とする。 2 送受信する情報は暗号化により特定相手以外は解読不能とする。 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウ

イルス感染を防止する。

- 4 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
- 5 職員が電子計算機の端末を使用する際は、住民情報システムの端末はユーザ I D及び暗証番号により、住基ネットの統合端末はユーザ I D及び手の静脈認証により、正当なアクセス権限があることを確認する。
- 6 電子計算機の作業を終えた際は、その都度、必ずログオフするよう職員 に徹底する。
- 7 職員が使用する電子計算機の端末には、USBメモリ等の外部記録媒体 を接続できないように設定し、情報を容易に外部へ持ち出せないようにす る。
- 8 ログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。

【運用上の対策】

- 1 「通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準」、「認証業務及 びこれらに附帯する業務の実施に関する技術的基準」及び「電気通信回線 を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録 及びその保存の方法に関する技術的基準」に定めるセキュリティ対策等を 遵守させる。
- 2 地方公共団体情報システム機構法の規定により、機構の職員には公務員 と同等の守秘義務等が課されているほか、総務大臣による報告・立入検査、 違法行為の是正を受ける対象となっている。
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律の規定により、個人情報保護委員会による指導、助言、勧告・命令等及 び是正を受ける対象となっている。
- 4 機構が公表している特定個人情報保護評価書のとおりに情報を取扱うことを厳守させる。
- 5 通知カード及びマイナンバーカード(個人番号カード)を作成する建物 及び部屋は、不法侵入を防止し電力及び電気通信回線の切断等を防止する 措置を講じさせるとともに入退室管理を徹底させる。また、電気的及び機 械的障害、水又は蒸気による障害、火災、地震対策等の障害の防止策を講 じさせる。

【システム上の対策】

- 1 区と機構とを接続する電気通信回線は住民基本台帳ネットワークシステムの専用回線を使用させ、特定相手以外との通信は不可とさせる。
- 2 送受信する情報は暗号化により特定相手以外は解読不能とさせる。
- 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止させる。
- 4 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
- 5 通知カード及びマイナンバーカードの作成に係る端末機について、管理者を任命させ、操作権限が与えられた者を名簿等により明確にさせる。また端末機の操作者が正当なアクセス権限を有していることを操作者識別カード、暗証番号等により確認させる。
- 6 通知カード及びマイナンバーカードの作成に係る端末機を操作した履歴 を記録させ、各カードの作成簿との照合、作成カードの管理状況及びマイ ナンバーカードに記録データの管理状況の確認等を行わせる等、適切な業 務を実施するための措置を講じさせる。
- 7 委任先に送付した個人情報は、使用後に速やかに消去させる等、当該データの利用を通知カード及びマイナンバーカードの作成限定するための措置を講じさせる。

委任先に行わせる情報保 護対策

<u>件名 通知カード・個人番号カード関連事務の委任先による委託について(情報項目の追加)</u>

※太ゴシック(下線)は、平成26年度第6回本審議会了承事項からの変更内容

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	・個人番号の指定、通知カード及び個人番号カードに関する事務 ・公的個人認証サービス
委託先	【委任先】 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。) 【委任先が委託する事業者】 国立行政法人国立印刷局、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、株式会社 DNP データテクノ、凸版印刷株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティング アクト、NTT コミュニケーションズ株式会社 ※機構のホームページで公表
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	 個人の範囲 新宿区の住民基本台帳に記録されている者 情報項目 氏名、住所、生年月日、性別などの従来の情報項目に「旧氏」を追加する。 (資料 26-2 のとおり)
処理させる情報項目の記 録媒体	電磁的媒体 (機構のカード管理システム)
委託理由	法定受託事務である「通知カード・個人番号カード関連事務」の実施にあたり、国は、番号法総務省令第35条第1項により全国の区市町村が機構に事務処理を委任して行わせる方針を示した上で、さらに下記業務については機構が委託した事業者に取り扱わせることとしている。 当該事務を実施するには、同規定により機構へ事務を委任する以外の方法がないため、機構が委託した事業者にも取り扱わせる必要がある。
委託の内容	通知カード・個人番号カード関連事務における以下の処理を行わせる。また、制度改正等に伴い本委託事務で取り扱わせる情報項目を追加する。ア 通知カード等印刷業務 日 申請受付処理業務 ウ 個人番号カード発行業務 エ コールセンター業務 (資料 26-1 のとおり)
委託の開始時期及び期限	令和元年 11 月 5 日から令和 2 年 3 月 31 日まで (次年度以降も、同様の委託を行う。) ※H27. 1. 30 委託開始
委託にあたり区が行う情 報保護対策	【運用上の対策】 1 「通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準(平成27年総務省告示第314号)」、「認証業務及びこれらに附帯する業務の実施に関する技術的基準(平成15年総務省告示第706号)」及び「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)」に定めるセキュリティ対策等を遵守する。 2 機構への委託にあたり、機構が作成した特定個人情報保護評価書のとおりに情報を取扱うことを厳守させる。

【システム上の対策】

- 1 区と機構とを接続する電気通信回線は住民基本台帳ネットワークシステムの専用回線を使用し、特定相手以外との通信は不可とする。
- 2 送受信する情報は暗号化により特定相手以外は解読不能とする。
- 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止する。
- 4 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
- 5 職員が電子計算機の端末を使用する際は、住民情報システムの端末はユーザ I D及び暗証番号により、住基ネットの統合端末はユーザ I D及び手の静脈認証により、正当なアクセス権限があることを確認する。
- 6 電子計算機の作業を終えた際は、その都度、必ずログオフするよう職員 に徹底する。
- 7 職員が使用する電子計算機の端末には、USBメモリ等の外部記録媒体 を接続できないように設定し、情報を容易に外部へ持ち出せないようにす る。
- 8 ログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。

【運用上の対策】

- 1 「通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準」、「認証業務及 びこれらに附帯する業務の実施に関する技術的基準」及び「電気通信回線 を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録 及びその保存の方法に関する技術的基準」に定めるセキュリティ対策等を 遵守させる。
- 2 通知カード及びマイナンバーカード (個人番号カード) を作成する建物 及び部屋は、不法侵入を防止し電力及び電気通信回線の切断等を防止する 措置を講じさせるとともに入退室管理を徹底させる。また、電気的及び機 械的障害、水又は蒸気による障害、火災、地震対策等の障害の防止策を講 じさせる。
- 3 機構が公表している特定個人情報保護評価書に記載されている以下の措 置を厳守させる。
 - (1) 特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。) に係る委託を行う際には、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を要求するなど、特定個人情報の保護を適切に行う委託先であることを確認する。
 - (2) 委託先の事業者に対して以下の内容等を契約書にて遵守させる。
 - 目的外利用の禁止
 - ・個人情報の閲覧者・更新者の制限
 - ・情報漏洩を防ぐための保管管理の責任
 - ・個人情報の返還又は消去などの必要な措置
 - ・バックアップデータの適切取得
 - ・保管期間を経過した個人情報及びそのバックアップデータの完全消去
 - ・個人情報の取扱い状況を四半期に一度報告させる
 - ・委託先の視察、監査及び安全管理措置を講じるための必要かつ適切な 監督の実施
 - 再委託の原則禁止

【システム上の対策】

- 1 機構と再委託先を接続する電気通信回線は専用回線を使用させ、特定相手以外との通信は不可とさせる。
- 2 送受信する情報は暗号化により特定相手以外は解読不能とさせる。

受託事業者に行わせる情報保護対策

- 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止させる。
- 4 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
- 5 通知カード及びマイナンバーカードの作成に係る端末機について、管理者を任命させ、操作権限が与えられた者を名簿等により明確にさせる。また端末機の操作者が正当なアクセス権限を有していることを操作者識別カード、暗証番号等により確認させる。
- 6 通知カード及びマイナンバーカードの作成に係る端末機を操作した履歴 を記録させ、各カードの作成簿との照合、作成カードの管理状況及びマイ ナンバーカードに記録データの管理状況の確認等を行わせる等、適切な業 務を実施するための措置を講じさせる。
- 7 委託先に送付した個人情報は、使用後に速やかに消去させる等、当該データの利用を通知カード及びマイナンバーカードの作成限定するための措置を講じさせる。